

## 学校心理士資格取得について

「学校心理士」とは、学校生活におけるさまざまな問題について、アセスメント・コンサルテーション・カウンセリングなどを通して、子ども自身、子どもを取り巻く保護者や教師、学校に対して、「学校心理学」の専門的知識と技能をもって、心理教育的援助サービスを行うことのできる方に対して、一般社団法人学校心理士認定運営機構（以下「機構」と称す）が認定する資格です。

「学校心理士」資格申請にあたっては、教育職員免許の専修免許状の有無などにより、多様な条件が設定されていますので、申請手続きを含めた詳細は機構のホームページで予め確認するようにしてください。

学校心理士認定運営機構ウェブサイト <http://www.gakkoushinrishi.jp/>

ここでは、機構が定める大学院前期博士課程在学中の者（「類型 1－見込み」）が申請する場合の概要を示します。

### 「学校心理士」の資格申請条件

- 1 申請時まで学校心理士に関する所定の科目を履修していること（別表、p76～79）
- 2 大学院入学後、1年以上の学校心理学に関する専門的実務経験を行い、大学院修了までにその実務経験が1年以上に達する見込みであること。（注）
- 3 大学院修了までに残りの科目と単位の修得が予定されている（履修届等で証明すること）

（注）学校心理士に関する専門的実務経験とは、幼児・児童・生徒等の園生活や学校生活等における心理的・教育的問題に関して、学校心理学の視点に立った専門的な心理教育的援助サービスを常勤、非常勤を問わず、学校の教員や専門員として経験することです。

学校心理学に関する専門的実務経験の年数に関しては、常勤・非常勤を問わず、週3日以上（「類型 1－見込み」は週2日以上）勤務し1年間専門的実務経験を行った場合に、1年間の専門的実務経験とみなします。また、週2日以下（「類型 1－見込み」は週1日以下）の勤務の場合には、2年間の専門的実務経験をもって1年間の専門的実務経験とみなします。この年数の算出にあたっては、半日勤務（実働（拘束）時間4時間以上）の場合にも、一日の勤務とみなします。ただし、ボランティアは認められません。

人間行動心理学専攻の学生へ

「その他の科目」の区分の科目は、「学校心理士」等の資格取得のみを目的として開講して科目であるため、大学院の修了要件には含めることができません。